

## 1. PTA購入物品の使用目的と管理の原則

(1)PTA活動での使用を目的に購入された物品  
⇒ 物品の所有者であるPTAが管理

(2)学校運営や教育課程上での使用を目的に購入された物品  
⇒ 寄附の申込・承認を経て、学校が管理  
市財産規則に基く寄附採納手続きが必要

※公費負担の原則:学校教育法第5条  
地方財政法第4条の5 等

## 2. 上記原則に係る現状と課題

◆過去5年間、PTAからの寄附事例なし  
市財産規則に基く寄附採納手続きについて、  
事務遺漏の可能性有り  
⇒ 財産の適正管理と寄附採納手続きの遵守、  
徹底のための対策が必要

対  
策

## 3. 対策

(1) 9月4日に備品の適正な管理等の徹底のため、学校長あてに通知を发出

「内容」

- ・4月開催の学校事務説明会時と同様の適正な備品管理の徹底
- ・PTA等備品の台帳等の整理
- ・寄附採納手続きの遵守

(2) 全学校長を対象とした説明会の実施

⇒11月7日開催の学校長会議において、公費負担の原則や、備品管理・寄附採納手続き等について説明を予定

(3) 教育委員会による学校訪問等の機会を捉え、物品の適正管理と寄附採納手続きの徹底を図る

(4) 寄附申込の遺漏案件がある場合は、速やかに、教育委員会において寄附採納手続きを執る